

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
長野県木曽郡木曽広域連合
- 2 構造改革特別区域の名称
木曽地域どぶろく特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
長野県木曽郡木曽町、上松町、木祖村及び王滝村の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

木曽郡は長野県の南西部、東京圏から約 200km、名古屋圏から 100 km、関西圏から約 250 km に位置し、南北約 60 km、東西約 50 km、総面積 1,546.26km²の広大な面積を有しているが、人口は昭和 35 年以降一貫して減少を続け、平成 17 年度現在 34,079 人（国勢調査）で、典型的な過疎地域である。

地形は西部に御嶽山（標高 3,067m）に代表される山々、東部は木曽駒ヶ岳（標高 2,956 m）を主峰とする 3,000m 級の木曽山脈が連なり、鳥居峠を分水嶺とする木曽川が南流し、急峻な谷間を木曽川に沿って JR 中央西線と国道 19 号線が圏域中央を南北に縦貫している。

冷涼多雨な気候により総面積の 93.4%（1,444.83 km²）が森林で、この内国有林は 62.2% を占め、古くから豊富な森林資源を活用した林業、木材関連産業と、豊かな自然や多くの歴史的・文化的資源を活用した観光産業を中心に発展してきた。

しかし、基幹産業である木材関連産業は、近年の新建材の進出や生活様式の変化、国有林から搬出される良質の天然木曽ヒノキの削減また、もともと規模が零細なこと、生産性が極めて低いこと、就業者の高齢化が進んでいること等から低迷状態を余儀なくされている。このことから、人工林ひのきの銘柄化、生産流通加工体制の整備など、木材関連業界の構造転換が大きな課題となっている。

観光産業では、妻籠宿等の宿場町を中心にした中山道沿線の歴史的街並み・街道の保存・修景や赤沢自然休養林を中心とした森林浴等が先進的な役割を果たしてきたほか、ゴルフ場（4 箇所）やスキー場（5 箇所）等も整備され、地域産業の主体を担ってきたが、交通アクセスの悪さや長引く景気低迷の影響、観光ニーズの多様化等により、観光客数は平成 8 年の 6,328 千人をピークに減少し、平成 17 年には約 3,352 千人まで落ち込んでいる。なかでもスキー客の入り込みは平成 10 年に 975 千人であったものが平成 17 年は 363 千人となり、62.8%（612 千人）の大幅な減少となっている。スキー需要は、顧客ニーズ

の多様化により全国的に減退しており、今後もこの傾向は続くものと考えられる。

観光客のもたらす地域経済への波及効果は大きく、平成 17 年の観光消費額は 124 億円となっているが、これは平成 10 年と比較して約 100 億円(45%)の落込みとなっており、地域経済全体に大きなダメージを与えている。

また、観光関連産業への従事者の占める割合も高いことから、通過型観光地から宿泊型観光への転換を図り宿泊客の増加及び滞在時間を延長すること、観光消費額の増大を図ることが重要な課題となっている。

農業については、御嶽山麓の高原地帯を中心とする御嶽はくさい等の高原野菜の産地化形成事業や、信州牛のブランドを生かした肉牛の生産・供給体制の確立を目指した展開を図っている。一方、稲作については、限られた耕地の中で生産を継続してきたが、そのほとんどが兼業で、過疎化に伴う後継者問題や、農業従事者の高齢化などにより遊休荒廃農地の増加に拍車がかかっている。木曽地域における農家数は平成 7 年 1,963 戸であったが、平成 17 年までの 10 年間で 21.5%減少しており、生産基盤の整備や効率的な農地利用などが課題となっている。

このような状況の中、木曽地域では、観光関連産業とそれを取巻く他産業の連携による魅力あふれる地域を目指し、地域づくりに取り組んでいるところである。

表 1 観光客数及び観光消費額 (単位：千人、億円)

	S63	H1	H4	H8	H10	H12	H14	H15	H16	H17
観光客数	4,896	5,363	6,130	6,328	6,226	5,766	5,657	5,109	4,521	3,352
利用者数 スキー場					975	635	651	448	422	363
観光消費額					225	183	177	158	132	124

資料：長野県観光地利用者統計調査

5 構造改革特別区域計画の意義

木曽郡では、平成 10 年に木曽地域振興構想を改訂し、緑豊かな自然の中で、人々が交流し、そこから新たな文化や産業が生まれる「みどりの交流・創造フィールド」をめざし、5つの基本的方向と、10の戦略プロジェクトを掲げ、地域住民と官・民全てが一丸となって取り組んできたが、更なる交流と連携、観光振興の推進のため、また、グリーンツ

ーリズム事業の定着と推進のため、新たなメニューの提供を模索してきた。

規制緩和による特区を活用した濁酒の製造・提供という付加価値を加えることで、地元の農産物の活用による郷土料理や質の高いサービスの提供により、今まで取り込めなかった観光客の誘客やリピーターの確保が図れるなど、流入人口の増加に繋がり、観光消費額の増加や、衰退傾向にある観光関連産業の活性化が期待されるなど、地域経済への波及効果が期待される。また、タイアップによる企画やイベント情報、農林業、自然体験等の体験、交流情報の発信により、今以上に都市と農山村の交流の機会が拡大することが期待でき、地域全体の活性化に繋がると考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

木曽郡では、新たな地域振興構想の策定に向け、平成 17 年度より木曽地域振興構想の見直しに取り組んでおり、「みどりの交流」を基本理念に、戦略プロジェクトを更に充実させ、恵まれた環境や美しい景観資源、農山村文化等を活かし、今以上に都市との交流の拡大を図る。

余暇時間の増大や、自然志向の高まりに伴う体験型農業の推進、観光と農業の連携によるグリーンツーリズムの推進により、観光客の増加による地域の活性化を目指す。

民宿等においては濁酒の提供に併せて、地元で取れる旬の農林水産物等を生かした料理を提供することで、地産地消や関連産業との連携を図る。また、地域内のイベント等とタイアップすることにより、地域の歴史・文化・風俗に触れる機会を拡充し、滞在型観光への転換を図り、新たな顧客やリピーターを獲得し、宿泊者の増加に繋げていく。

このように観光と農業の連携した経営の促進を図り、特区を活用したグリーンツーリズムを推進することで、流入人口の増加に努め、低落する地域経済の活性化を図るとともに、観光地「木曽」の復活を目指している。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

表 2 で示すように、平成 16 年度と平成 17 年度の目的別観光客数を比較すると、総数では 25.8%減少しているものの、グリーンツーリズムの取り組みや、多様化するニーズを反映し、山岳・高原を目的とする観光客数は、かつて観光目的の第 1 位であった温泉・名所を逆転し、減少率も 12.7%（対前年比）にとどまっている。そこでこの特区を活用して、濁酒の製造・提供を行うことにより、新たな旅の楽しみを提供するとともに、木曽地域の豊かな自然に触れることでリピーターの増加が見込まれ、その結果、観光客の増加による地域の活性化が期待できる。

また、この地域活性化対策により、これまでグリーンツーリズム事業に関心のなかった民宿・ペンション等の宿泊事業者が新たにグリーンツーリズム事業に参入することも期待でき、初年度は 4 件で始まる予定の濁酒製造宿泊事業者も 5 年後には 10 件程度になることが期待される。

表2 目的別観光客数 (単位：千人)

目的	平成16年度実績	平成17年度実績	平成19年度目標	平成22年度目標
スキー	422	363	365	370
山岳・高原	1,719	1,502	1,505	1,550
温泉・名所	2,380	1,487	1,490	1,530
観光客総数	4,521	3,352	3,360	3,450

表3 日帰り・宿泊客数
地域の魅力が向上することで観光客の増加が期待できる。(単位：千人)

目的	平成16年度実績	平成17年度実績	平成19年度目標	平成22年度目標
日帰り客数	3,773	2,656	2,660	2,700
宿泊客数	748	696	700	750
観光客総数	4,521	3,352	3,360	3,450

表4 新規事業件数
自家製による酒類製造業の起業が期待できる。(単位：件)

	平成18年度	平成19年度	平成22年度
濁酒製造宿泊施設数	4	7	10

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 木曽川上下流交流事業の推進

木曽川の下流地域にとって木曽郡は、自分達の生活になくってはならない飲料水を育む水源地域として位置づけられ、水を育む森林の保全育成に対する取り組みや、市町村間の交流事業が盛んに実施されている。その結果、平成15年2月には「木曽川水源の森」森林整備協定が、愛知中部水道企業団(愛知県の2市3町に飲料水を配水している水道事業者)と木曽広域連合との間で締結され、平成17年度より上下流域で積み立てられた基金(有収水量1t/円)を投入し、木曽郡全体の森林を対象として年間800haの除間伐事業がスタートしている。今後、継続した取組みと更なる交流の拡大、連携の強化推進を図る。

(2) グリーンツーリズム事業の推進

特区内における農家民宿などをグリーンツーリズムの担い手として、民宿経営者等で組織するどぶろく研究会や観光協会、農協、商工会等の関連機関が連携し、体験メニューの拡大・充実を図り、既存メニューと併せた情報発信を実施する。また、濁酒の製造・提供を行う宿泊施設を各町村 HP や各種観光媒体に掲載・紹介し、宿泊客数の増加を図る。

(3) 農家民宿の育成

民宿経営者等の実施主体で組織する、どぶろく研究会や農協、農業改良センター、行政等関係機関が協力し、どぶろく製造のための酒米の栽培やおもてなしの心などを研究し、会員を集い、実施主体を増やすことで、これまでグリーンツーリズム事業に関心の薄かった民宿や観光関連業者を巻き込み、さらなる地域活性化を図る。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該事業の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で、農家民宿等の自己の営業所において酒類を飲用に供する業を併せ営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造・提供しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長野県木曾郡木曾町、上松町、木祖村及び王滝村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載する者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や施設などの詳細

特例適用により特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能となり、地域の郷土料理とともに手作りの酒を宿泊者などに提供することで旅の付加価値が増し、従来のリピーターのみならず、新たな顧客の掘起こしにより観光関連事業の振興、地域の活性化が図られる。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿、ペンション、旅館等を併せ営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

濁酒製造の取組による新たな地場産品の創造は、地域活性化への足掛かりとなり、当該特例措置の適用は、自発的な取組の広がりによる地域再生の要として必要であると考えらる。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳事務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

また、特区計画の認定を受ければ、無免許でも濁酒が製造できるといった誤認を防止する観点から制度内容等の広報を積極的に行うとともに、製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう指導等を行う。